**平成２８年（フ）第３１号**
兵庫県丹波市柏原町柏原2068番地４
債務者　谷口　　直
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部

**平成２８年（フ）第３４号**
兵庫県丹波市市島町上竹田105番地６
債務者　永井　幸市
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部

**平成２８年（フ）第２９０号**
沖縄県浦添市西原２丁目23番14―307号　カネイ浦添アパート
債務者　矢頭美千子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第１３０号**
青森県弘前市大字自由ケ丘１丁目１番地９
三上貸家、旧住所青森県弘前市大字桔梗野３丁目４番地９
債務者　新谷　　覚
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第１３１号**
青森県弘前市大字自由ケ丘１丁目１番地９
三上貸家、旧住所青森県弘前市大字桔梗野３丁目４番地９
債務者　新谷エミ子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第８２号**
山口県周南市野村１丁目11番21号　セジュールとみとＡ―102号、前住所山口県周南市河内町５番11号
債務者　早川　正男
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第１０１号**
山口県防府市大字台道3593番地の１
債務者　福永　芳江
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７２２号**
埼玉県久喜市久喜東１丁目15番９号　シティハイム栄101
債務者　上田　祐介
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０２５号**
埼玉県戸田市上戸田２丁目27番15号
債務者　遠藤　　崇（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０７２号**
さいたま市緑区大字大門957番地２
債務者　中村　貴江
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第５８２号**
埼玉県草加市新里町501番地　ジュネスＡ１―103号
債務者　安波　隆生
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第５９９号**
埼玉県越谷市大沢708番地12
債務者　海川ユキ子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２７２号**
埼玉県本庄市児玉町小平1217番地５
債務者　廣瀬　達也
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第３０１号**
埼玉県東松山市若松町２丁目10番30号　８
債務者　北原イツ子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第８１７号**
千葉市若葉区桜木３丁目９番11号　グリーンハイツ３番館105号
債務者　伊藤　　衛
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第９２０号**
千葉市稲毛区長沼町260番地10　モアステージ稲毛105号
債務者　髙野　規子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第９３３号**
千葉県市川市行徳駅前４丁目１番１―303号（Ｍ・Ｙビル）
債務者　鈴木　　成（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係